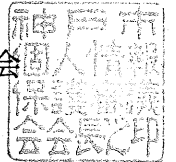


答申第778号
令和元年9月17日

写

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和元年9月17日付け神保高
国第2175号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「国民年金事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、
妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。